

西脇市自治基本条例素案に対し、頂いたご意見の概要と西脇市の考え方

1 募集期間：平成24年9月10日 ～ 10月1日

2 提出件数：25件（9名）

3 主な意見とその対応

(1) 意見を反映したもの（0件）

条項	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(2) 既に盛り込み済みのもの（0件）

条項	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方

(3) 反映困難なもの（5件）

条項	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
第4条第2号	多様性の尊重	多様性の尊重の中に「男女共同参画」とあるのに違和感がある。 男女共同参画はまちづくりの基本となる考えで、「多様な価値観を持つ人々」と表現されると、一部の特殊な考え方を持った人という誤解を受けるのではないかと感じる。	1	ご意見のとおり男女共同参画はまちづくりなどの基本となる考えで特殊な考えではありません。しかし、実際には男女共同参画社会実現に向け、国・県・地方自治体でも様々な施策に取り組んでいるところです。 また、基本的な内容であってもあえて規定し、分かりやすく示すことが自治基本条例を制定する意義の一つですので、素案のとおりいたしますが、誤解を受けることがないよう逐条解説などで分かりやすく説明していきます。
第4条第2号	多様性の尊重	多様性の尊重の中に「男女共同参画」と「多文化共生」という言葉を入れる必要があるのか。 どちらも第3条第2号に含まれており、男女共同参画は特別なことではないと考えている。この2つだけが盛り込まれていることに偏りを感じる。	1	ご意見のとおり、第3条第2号に含められている部分もありますが、男女共同参画や多文化共生については、人権の尊重の基本的な内容ですので、多様性の尊重の具体例として最も身近で分かりやすいものとしてあげています。
第10条	参画の制度	第10条については、第1項と第2項のみで、第3項（意見提出の際の市民間討議）、第4項（市民間の討議の場の提供）は削除すべきではないか。	1	ご指摘の条文につきましては、市民同士で議論いただくことの重要性を謳っているものです。ただし、多くの人が集まって意見をまとめることができない場合や少数者の意見も大切であることから「努めるものとしします。」という努力規定としています。 また、市民間の討議の場の提供につきましては、座談会やラウンドテーブルなどの開催や公共施設の貸出などを市が行うことを考えています。
第5章	住民投票	「住民投票」の項に「議会への請願・陳情」を追加	1	議会への請願及び陳情につきましては、議会基本条例において、その取扱いなどを詳細に規定される予定ですので、自治基本条例では規定しないこととしています。

第16条	市民の権利	自治基本条例が市民の「権利」と「義務」について規定しようとするからには、明石市自治基本条例にあるように「市民は市政に参画しないことによって不利益な取り扱いを受けない」という規定を設けるべきではないでしょうか。	1	市民の市政への参画につきましては、権利として規定しているもので、権利を行使しないからといって不利益な取扱いを受けないのは当然のことであることから規定していません。
------	-------	--	---	---

(4) 今後の参考とするもの (2件)

条項	項目等	意見等の概要	件数
第10条	参画の制度	重要な案件でパブリックコメントが実施されても、知らない間に終わってしまったということのないように、回覧や全戸配布などできる限り多くの市民に周知を行うことはできないか。	1
第10条	参画の制度	「市民に対して十分な情報を提供する」とあるが、パブリックコメントについて ①必要な資料はすべて無料で提供してほしい。 ②何についての意見が欲しいのか明確にしてほしい。 ③意見に対する回答はホームページではなく、少なくとも個人に文書で回答すべき。 ④気軽に市政に対して意見を述べることができ、その回答がもらえるような体制を市民の立場に立って考えて欲しい。 第10条が形だけのものにならないようにしてほしい。	1

(5) その他 (18件)

条項	項目等	意見等の概要	件数	意見等への考え方
前文	前文	「個性溢れるまちづくり」の内容は。	1	東経135度と北緯35度が交差する地理的特徴を生かし、「日本のへそ」を標榜したまちづくりに取り組んでいます。 具体的には、日本へそ公園・経緯度地球科学館の整備、「へその西脇・織物まつり」やへそマラソンなどの各種イベントの開催や全国のへそ・中心を名乗る市町村で結成している「全国へそのまち協議会」での交流、最近では新たな特産品として「日本のへそゴマ」の栽培にチャレンジするなど、“へそ”をテーマにしたさまざまなまちづくりを展開しています。
第2条 第1号	市民の定義	「市民」の範囲を、住所を有する者以外に広げている。国籍や民族を問わない人権尊重の基本理念に反することは分かるが、市民の範囲に外国人を含むことは適切か。 将来、日本国民が減少し、大量の外国人が流入してきた場合、最近の近隣諸国の動向を見ると危機管理が希薄なのではないか。	1	「市民」を広範囲に定義していますので、外国籍の方も含まれます。 また、条例の基本理念として、国籍・民族などに関わらず、人権が尊重されることや基本原則として多様性の尊重を謳っていますので、外国籍であっても西脇市に居住され、通勤され、納税されている方を市民の範囲から外すことはできないと思っています。 ただし、危惧を抱かれているように、具体的な権利や責務、受益や負担が問題になってくる場合は、その内容に照らしてそれぞれの条例等（例えば住民投票条例など）で改めて範囲を限定する必要があると考えています。

第2条第1号	市民の定義	<p>他市町から、通勤、通学する者も市民に該当するのか。また、活動するもの、事業を営むもの、市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認める者の意味は。</p>	<p>1 地域社会の課題解決やまちづくりを推進するためには西脇市に関わる幅広い人々の協力や連携が必要であることから市民の範囲を広く捉えていますので、通勤、通学する方も市民に該当します。例えば、高校生が地域の清掃などのボランティアやまちづくり活動に参加していますし、企業などもCSR活動として清掃などを行っておられます。</p> <p>また、「活動するもの」は様々なボランティア活動などを行うグループや団体を、「事業を営むもの」とは西脇市内で会社などを経営する人とその法人を指しています。次に「市の政策等に直接利害関係を有する」とは、市内に居住されていないが不動産などをお持ちで納税義務を有する方と市の政策等に直接利害関係を有すると市長が認める個人や法人を指しています。さらに、ふるさと納税のように市の施策を遠くから支援いただいている方もありますので、そのような方も市民に含めるべきであると考えています。</p>
第2条第5号	協働の定義	<p>市民と市が対等とあるが、本来行政がすべきことを市民に押し付けるということにならないか。</p>	<p>1 市民と市が対等としているのは、両者が同程度の負担を負うというのではなく、「命令・服従」の関係にないということです。</p> <p>また、市民・議会・市長等のそれぞれの果たすべき役割と責務に規定しているように、行政がすべきことを市民のみなさんに押し付けるというものではありません。</p>
第4条第1号	補完性の原則	<p>自治基本条例の基本原則の第一が「補完性の原則」というのは、市民に対し「公的責任の放棄」に寛容になれと言っているようで、市の無責任を心配します。</p>	<p>1 これまで説明を行ってきた中でもいただいたご意見で、こちらの説明不足を感じています。</p> <p>補完性の原則の考え方につきましては、市民・議会・行政のそれぞれが本来担うべき役割を担っていくもので、当然、市が行うべき公的責任につきましては市が行ってまいりますし、それぞれが互いに足りないところを補いあっていくものと考えておりますので、決して公的責任を放棄するというものではありません。</p>
第12条第2項	住民投票	<p>住民投票に参加できる者の資格を「それぞれの事案に応じ別に定める」の意味は、投票資格のある者を別途定めるということか。全体の意見ではなく特定の団体の意見が反映される心配はないか。</p> <p>また、投票権を「日本国籍を有する者」に限定しないと、外国人地方参政権付与の布石となるのではないか。</p>	<p>1 投票資格については、年齢や住所要件などを定めるもので、特定の団体を指定するものではありませんので、特定の団体の意見が反映される心配はありません。</p> <p>「それぞれの事案に応じて別に定める」の意味は、投票の対象となる事案によって、対象となる年齢を下げた方がいい場合や国籍に関係なく本市に居住する者とするべきなどそれぞれ異なることから、その事案にあった投票資格者を定めることとしています。</p> <p>住民投票は重要な案件について住民の意思を直接確認する手法（直接民主制）で間接民主制（市長や議員を選んで信託する）を補完する制度として地方自治法の条例の制定を請求する権利を使って行うことができるもので、その実施に当たっては、住民投票に関する条例を制定する必要がありますので、投票資格者の範囲については、最終的に議会で判断することとなります。</p> <p>また、住民投票は、市民の意思を確認するためのもので、参政権とは別のものになりますし、外国人の参政権を認めるためには当然法律の改正も必要となりますので、最終的には国会での議論が必要になるものと考えています。</p>

第14条	地域自治協議会	地域自治協議会と既存の町内会の違いは。また、その役割と権限はどうか。	1	<p>地域自治協議会については、西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄の地区を単位として設置する団体を想定しており、既存の町内会とは範囲が異なり、実施される事業の内容もそれぞれの地区において検討し、決定いただくこととなります。</p> <p>また、その役割と権限については、今後、市としての考え方を整理し、必要に応じて区長会やまちづくり協議会、各種団体などのご意見を伺いながら検討していきたいと考えています。</p>
第20条	議会の責務	政策形成機能の強化とその活用については、議会の責務というよりも行政の役割ではありませんか。議会に関連付けて強いて言えば、議員や会派の役割なのではないでしょうか。	1	<p>これまで条例等については、執行機関（市長、教育委員会など）が提案し、議会で審議し議決を得るというものがほとんどでした。しかし、議会も二元代表制の一翼を担う機関として、政策形成を行い、条例などの議案を提出するという議会が本来持っている機能をさらに強化する必要があるという考えから定めています。</p>
第30条	政策法務	法令を地方自治体が自主的に解釈してもいいのか。	1	<p>地方自治法第2条第12項に「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。」とあり、地方自治体の法令の自主解釈権を明確に規定しています。</p> <p>ただし、どのように解釈してもいいというものではなく、本条において「法令等の適切かつ自主的な解釈」と規定しています。</p>
第42条第2項	条例の位置付け	条例に優劣はなく、基本条例も他の条例と平等であるが、基本条例のみが他の条例に優越するということはないか。	1	<p>ご意見のとおり条例間に優劣はありませんが、市政運営の基本的なルールを定めるのが自治基本条例であることから、この条例は、本市の条例体系の基本となる規範として位置付けられ、他の条例、規則等の制定や改廃を行う際には、この条例の趣旨を尊重し、整合を図るものと考えています。</p>
その他	その他	自治基本条例は、市民が市政に参画するためのものとあるが、現状では市民の意見は反映されていないのか。 現行のシステムでパブリックコメントを実施したり陳情を受け付けることはできないのか。	1	<p>現状でも市民の意見を反映した市政運営に努めており、パブリックコメントや陳情を受け付けることは可能ですが、今後、さらに参画と協働を進めるため、また、市政運営の基本として明確にしておく必要があると考えて規定しています。</p>
その他	その他	日本国憲法にのっとった地方自治法に基づき市政運営をしている中、なぜこの時期に自治基本条例を制定するのか。	1	<p>ご指摘のとおり、市政運営は地方自治法などに基づき行っていますが、2000年のいわゆる地方分権一括法の施行やそれに伴う地方自治法の改正などにより、自己決定・自己責任による市政運営がこれまで以上に求められるようになっており、本市の市政運営の基本的なルールを定める必要があることから自治基本条例を制定しようとしています。</p>

その他	その他	<p>市民は、より良い市政運営をしてくれそうな市長や議員を選挙で選びその手に委ねているが、自治基本条例に関心を持ち、委員に公募し、住民投票の資格を得ようとする市民が特定のイデオロギーを持つ団体に牛耳られる心配はないか。</p> <p>また、自治基本条例で決定された事案が他の条例より優先されることになれば議会が軽視されることにならないのではないか。</p>	1	<p>他の審議会や検討委員会と同様に、この自治基本条例検討委員会委員も、各種団体から選出いただいた委員や公募の委員、学識委員などで構成しており、できるだけ多様な委員構成になるよう配慮しています。</p> <p>また、この条例は、自治の基本理念や原則、市政運営をどのように決定していくのかという基本ルールを定めるものです。</p> <p>この基本条例を含め、条例の制定・改廃には必ず議会の議決が必要であるため、議会の意思は反映されることとなります。</p>
その他	その他	<p>自己責任や自助、共助を条例で縛り、将来的には罰則を設けるのではないかと心配している。</p>	1	<p>この基本条例は、参画と協働による市政運営を推進していくことをより明確に定めるものですので、基本原則として補完性の原則や参画と協働を謳っていますが、市民の方々の行動を条例で縛り、罰則を設けるものではありません。</p>
その他	その他	<p>議員が「ムラ」推薦で選ばれ、「ムラ」の代表（口利き）性が強く、本来の議員の仕事である市理事者の市政運営のチェック機能が果たされていないのではないかと。</p>	1	<p>条例素案第19条第2項に、「議会は適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たすものとします。」と規定しています。</p> <p>また、議会基本条例素案においても「行政の監視機関としての責任を果たす」と定められる予定で、それぞれの条例において、改めて議会の役割を確認することとしています。</p>
その他	その他	<p>最近、公務員に対するバッシングが高まっています。</p> <p>しかし、市民として良く考えないといけないと思う。病院は命を守る場所で、命はお金に代えられません。また災害になった時、撤退せずに市民を守ってくれるのはどこでしょう。教育や医療・福祉、公的な職場は市民の宝です。公務員をひたすら少なくしていけば過重負担がさらに進み、廻りまわって市民の首を絞めることとなります。</p> <p>条例素案全体から、「助け合うのは市民同士」というキーワードばかりが強く伝わってくる。条例にせずつとも市民同士が助け合うのは当然で、助け合うべきは公務員と市民であると思う。</p> <p>市民は公務員を応援し励まし守る。そして公務員は全力で市民を守る。それが大切だと思う。</p>	1	<p>いただいたご意見を真摯に受け止め、公的な役割を十分に果たせるよう条例を運用してまいります。</p>

<p>その他</p>	<p>その他</p>	<p>自治基本条例に反対します。 自治基本条例を学習する会で「市は財源不足です。」「少子高齢化社会に対応する参画と協働のまちづくり」をめざしていると。そしてこの条例は、市長が変わっても活用されると聞きました。 しかし市民は、市政のあり方が、そして、何をビジョンとしているのか見えません。 西脇市民憲章は、活力に満ちた地域社会を実現のため市民の努力目標が謳われています。新たな条例は、市民を縛り、責任の押し付けになるように思います。市行政は、市民と共に「市民憲章」の実現にさらに努力されるべきだと思います。</p>	<p>1</p>	<p>市政について何をビジョンとしているのか見えないというご意見につきましては、総合計画や各種計画などを広報やホームページでお示していますが、まだまだ説明不足などところがあると反省しています。 自治基本条例素案には、市民と市の情報の共有を基本原則に掲げており、これまで以上に市民のみなさんへの情報提供を行い、情報を共有していこうとしております。 また、条例素案の基本理念は、西脇市民憲章を踏まえたものとなっており、市民憲章の実現も含んでいるものと考えています。</p>
<p>その他</p>	<p>その他</p>	<p>地方自治の本旨は、市民の福祉の増進を図ることだと思っておりますが、自治基本条例素案にはその本旨が欠落しています。第23条の「市長の役割と責務」の規定では、市民福祉の向上が枕詞か添え言葉のように使用されていますが、本来は市民福祉の向上のためにこそ自治基本条例が作られなければならないのではないのでしょうか。</p>	<p>1</p>	<p>ご指摘のとおり、地方自治体の最大の使命は市民福祉の向上を図ることであり、条例素案にも市長の役割と責務として、市民福祉の向上を規定しています。 また、この基本条例が市民福祉の向上のためにつくられなければならないのご指摘ですが、市民福祉を向上させるためには、行政内部のみですべての政策や施策について立案・実施・評価・見直しを行うのではなく、それぞれの段階において、市民のみなさんのご意見を伺い、反映していくことが必要だと考えており、第1条に規定しているとおりに、自治基本条例ではそのための仕組みを定めています。 つまり、本基本条例に定めようとしている仕組みに基づき市政運営を行うことによって、市民福祉の向上につながるものと考えています。</p>